

令和6年6月14日
県土整備部河川課

洪水浸水想定区域の追加指定について

山形県では、水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川を対象に洪水浸水想定区域を指定していましたが、令和3年の水防法改正により、これまで指定の対象外となっていた全ての一級河川及び二級河川についても新たに指定の対象となったことから、下記のとおり洪水浸水想定区域を追加指定しましたのでお知らせします。

記

1 新たに指定する河川

村山地域の127河川（別紙一覧表のとおり）

（このほか、洪水予報・水位周知の対象区間とそれ以外の区間が混在する18河川について、未指定区間を追加しています。）

2 洪水浸水想定区域図の閲覧場所

(1) 県土整備部河川課

(2) 村山総合支庁建設部 河川砂防課、西村山河川砂防課、北村山河川砂防課

(3) 県ホームページ（ホーム > くらし・環境 > 社会基盤 > 河川・ダム）

https://www.pref.yamagata.jp/180006/kurashi/kendo/kasen_dam/shinsuisoutei.html



3 今後の予定

置賜、最上、庄内地域についても、今後、年度内に洪水浸水想定区域追加指定を予定しています。

※ 洪水浸水想定区域とは

洪水浸水想定区域は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものであり、浸水した場合に想定される水深等と併せ、洪水浸水想定区域図として公表します。

洪水浸水想定区域図は、市町村による洪水ハザードマップの作成や避難体制の整備に活用され、命を守る行動に役立ちます。

問い合わせ先

県土整備部 河川課 流域治水推進室

室長補佐 清野 典明

電話 023-630-2686

報道監

県土整備部次長 森谷 健